

荻窪法人会 会報

OGIKUBOHOJINKAI BULLETIN

FEBRUARY 2010

長塚に住んでいた偉人たち

角川源義



今話題の **ご存知ですか?? 所得税の医療費控除**

税制副委員長 小林 蒼光

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

いよいよ所得税の確定申告の時期になりました。
所得税の確定申告というと、みなさんにとっていちばん身近なもの、
「医療費控除」について解説します。

1 医療費控除の要件

医療費控除の適用を受けるためには、次の二要件を満たす必要があります。

- (1) あなたが、「自分のために」又は「自分と生計を一^(注1)にする配偶者やその他の親族のために」支払った医療費であること。
- (2) その年の**1月1日から12月31日までの間に支払った医療費^(注2)**であること^(注3)。

(注1) 「生計を一」とは、「お財布が一緒」ということで、扶養控除の要件とは異なりますので注意が必要です。したがって、家族が同居している場合は、その家族の分は原則として対象となりますし、別居している場合でも、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

(注2) ここでいう「医療費」とは、「病院に支払った治療費」だけでなく、「薬局で購入した薬」や「病院に通院するために利用した公共交通機関の交通費（電車・バス）」も含まれます。さらに、「介護保険制度の下で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額」も対象になります。

(注3) 未払いのものは対象となりません。したがって、治療などを受けた日がその年中でも、その支払い日が翌年のものは、今年の医療費控除の対象にはなりません。

POINT! その年の所得の低いときは、要件が緩和されます。

医療費控除によって還付される所得税額は、「控除額×適用税率」となりますので、通常、適用税率の高い人、つまり（生計を一にする）家族のなかで所得が高い人が、全員の医療費を集計して医療費控除額を計算し、申告するほうがお得です。

したがって、同居している家族の場合は、それぞれ申告するのではなく、所得の高い人が代表して申告したほうがオトクです。

法人会では、会員の皆様の声を税制に反映すべく、活動をおこなっています。
 税制副委員長 小林 蒼光



2

医療費控除の対象となる金額(最高200万円)

医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額です。

支払った金額のすべてが、控除額となるわけではないんですね。

(実際に支払った医療費の合計額－保険金などで補填される金額(注1))－10万円(注2)

〔注1〕 保険金などで補てんされる金額とは、「生命保険契約などで支給される入院費給付金」、「健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金」などこの金額は、「その給付の目的となった医療費の金額を限度」として差し引きせず、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

POINT! その年の所得の低いときは、要件が緩和されます。

〔注2〕の10万円の金額について—その年の総所得金額が200万円未満の人は、10万円ではなく、「総所得金額等の5%の金額」の金額で計算します。

※上記の200万円の要件は、収入金額ではありませんので、ご注意ください。

3

医療費控除を受けるための手続き

- (1) 確定申告書の提出が必要です!! 医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を所轄税務署に対して提出してください。
- (2) 原則として、領収書や明細書の添付が必要です。医療費の支出を証明する書類(例えば領収書など)については、確定申告書に添付してください。
ただし、e-Taxで申告する方については、領収書等の添付は不要ですが、確定申告期限から3年間の保存義務があります。また、書類の提出を求められる場合があります。
提出を求められた際に、書類が保存されていないと医療費控除が受けられません。
- (3) 通院のための交通費は明細書に記載しよう(領収書は不要)。また、通院のための交通費(電車・バス)は、通常領収書がありませんので、「片道料金×回数(または往復金額×日数)」を、(医療機関ごとの集計し)医療費の明細書に記載してください。

3

医療費控除の対象となるもの・ならないもの

ここでは、「医療費控除になるもの→○」として、「医療費控除にならないもの→×」として、具体例を明示します。

(1) 通院のための交通費

電車・バス→○(対象)
タクシー代→×(対象外)
(例外) 出産で入院するときのタクシー代→○(対象)
急病などの場合のタクシー代→○(対象)
※タクシー代について例外的に対象になる場合は、領収書が必要です。

(2) 療育矯正

児童施設にある子供の成長を阻害しないようにするために行うもの→○
舌ばうを美化するためのもの→×

(3) 薬局で購入したもの

風邪をひいた場合の風邪薬→○
ビタミン剤→×
治療のための薬類は対象になりますが、予防や健康増進のためのものは対象外です。
最近の薬局は、お菓子やソフトドリンクも販売していますが、もちろん対象外です。

(4) 眼鏡、コンタクトレンズ代

近視用、遠視用、乱視用のメガネやコンタクトレンズ→×
ただし、医師が治療に必要と認めたものは、○(対象)となります。
弱視用、斜視用のメガネ(医師が必要と認めたもの)→○

(5) 健康診断、人間ドックの費用

原則→×
※ただし、病気が発見され引き続き治療を受ける場合に限り、○(対象)